

日時：令和6年5月13日（月）10:00～12:00
場所：鳳輪建設会館



令和6年度伝統的工芸品産業支援補助金 （災害復興事業） 説明会／個別相談会 in輪島市

経済産業省 中部経済産業局 製造産業課

補助金の概要

1. 目的

本補助金制度は、令和6年能登半島地震により被災した被災県（石川県、新潟県、富山県及び福井県）において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき指定された伝統的工芸品の製造事業者等が、被災により影響を受けた場合に、事業再開のために必要な生産設備等の整備、原材料確保に係る取組に要する経費の一部を国が補助することにより、伝統的工芸品産業の復興に寄与することを目的としています。

2. 公募期間

令和6年4月19日(金)～6月28日(金)17:00まで

3. 補助対象者

補助対象者は、被災県において、伝産法に基づき指定された伝統的工芸品※¹を製造する、又は伝統的工芸品産業の活性化を支援する以下の者であって、生産設備等が当該災害により被害を受けた者です。

- ①特定製造協同組合等※²並びにその構成員
- ②製造事業者※³及びそのグループ、製造協同組合等※⁴

※¹石川県【10品目】:加賀友禅、九谷焼、輪島塗、山中漆器、金沢仏壇、七尾仏壇、金沢漆器、牛首紬、加賀繡、金沢箔(材料)

富山県【6品目】:高岡銅器、井波彫刻、高岡漆器、越中和紙、庄川挽物生地(材料)、越中福岡の菅笠

新潟県【16品目】:塩沢紬、小千谷縮、小千谷紬、村上木彫堆朱、本塩沢、加茂桐箆筥、新潟・白根仏壇、長岡仏壇、三条仏壇、燕鎚起銅器、十日町絣、十日町明石ちぢみ、越後与板打刃物、新潟漆器、羽越しな布、越後三条打刃物

福井県【7品目】:越前漆器、越前和紙、若狭めのう細工、若狭塗、越前打刃物、越前焼、越前箆筥

※²当該伝統的工芸品の製造地域において、その伝統的工芸品を製造する事業者が最も多く属している組合。

※³伝統的工芸品を製造する事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者にあたる者。

※⁴伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等のうち、特定製造協同組合等以外のもの。

4. 補助対象経費

①生産設備等整備事業 【補助率3/4以内】

伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器・道具等※1の購入費※2及び修繕費※3

※1 塗師風呂、窯、ろくろ、刷毛、工具等。

※2 設置に係る費用を含む。

※3 ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。

②原材料確保・試作品製作事業 【補助率3/4以内】

伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費※1 及び型等の試作・製作費
上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費※2

※1 災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。
ただし、原材料は被災前1年間における使用量相当量以下に限る。

※2 被災により喪失した原材料及び型等を確保するための会議や調査等に係る費用のみが対象。

補助金の概要

■ 補助対象経費に係る留意事項

- 補助事業を行うに当たっては、当該補助対象経費が明確に区分できるよう経理を行うとともに、その収支の事実を裏付ける証拠書類を整理してください。
- 収支の事実は、客観的に確認できることが必要です。原則として、支払方法は銀行等の預金口座への振込とし、現金決済は認められません。
- 補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払です。

5. 補助事業期間

交付決定日 ～ 令和7年3月31日

※ ただし、今回の公募においては、特例として、令和6年能登半島地震の発災から交付決定通知を受けるまでに発生した経費においても、補助対象経費として認めることができる。

6. 補助上限額

1,000万円

※ 令和5年度の当該事業において
補助金の交付を受けた方は、当該交付額を差し引いた額

申請に必要な書類

① 伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)事業計画書(頭紙、別紙1、別紙2)

② 組合、企業の概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料

組合等: 定款又は登記簿謄本(登記事項証明書)、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿、等団体の性質がわかる資料(写し可)

企業等: 事業概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料(写し可)

③ 生産設備、原材料等の被害が把握できる次のいずれかの書面

- ・ 工房内の設備や道具、原材料等の被害状況を撮影した写真数枚と各写真を説明したもの。
- ・ 被災した生産設備等にかかる罹災(被災)証明書など公的機関が発行したもの。
(被災した生産設備、原材料等の被害の状況が記載されていることが必要です。)
- ・ 被災したことが分かる書面の取得が難しい場合に、その理由とともに、生産設備・原材料等の被災状況の申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入りの文書

④ (旅費や謝金が発生する場合)旅費、謝金等に係る規程。

申請方法

以下、3つの方法で申請できます。

いずれも公募締切日：令和6年6月28日（金）17:00必着です。

【注意】電子メールのアドレス間違い、郵送の宛先間違い等いかなる理由があっても締切後の受付はできません。

① 電子メール

- ・ メール件名を、「【伝産支援補助金（災害枠）】事業計画書（申請者名）」とする。
- ・ 提出書類はA4サイズのPDF形式とする。

送付先：bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp

② 郵送

- ・ 封筒に赤字で「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）事業計画書在中」と記載する。
- ・ 用紙サイズは全てA4で統一し、左上1カ所でクリップ止め（ホチキス止め不可）する。

送付先：〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

中部経済産業局 産業部 製造産業課

③ Jグランツ

電磁的記録による申請となります。申請方法は、以下のWebサイトを参照してください。

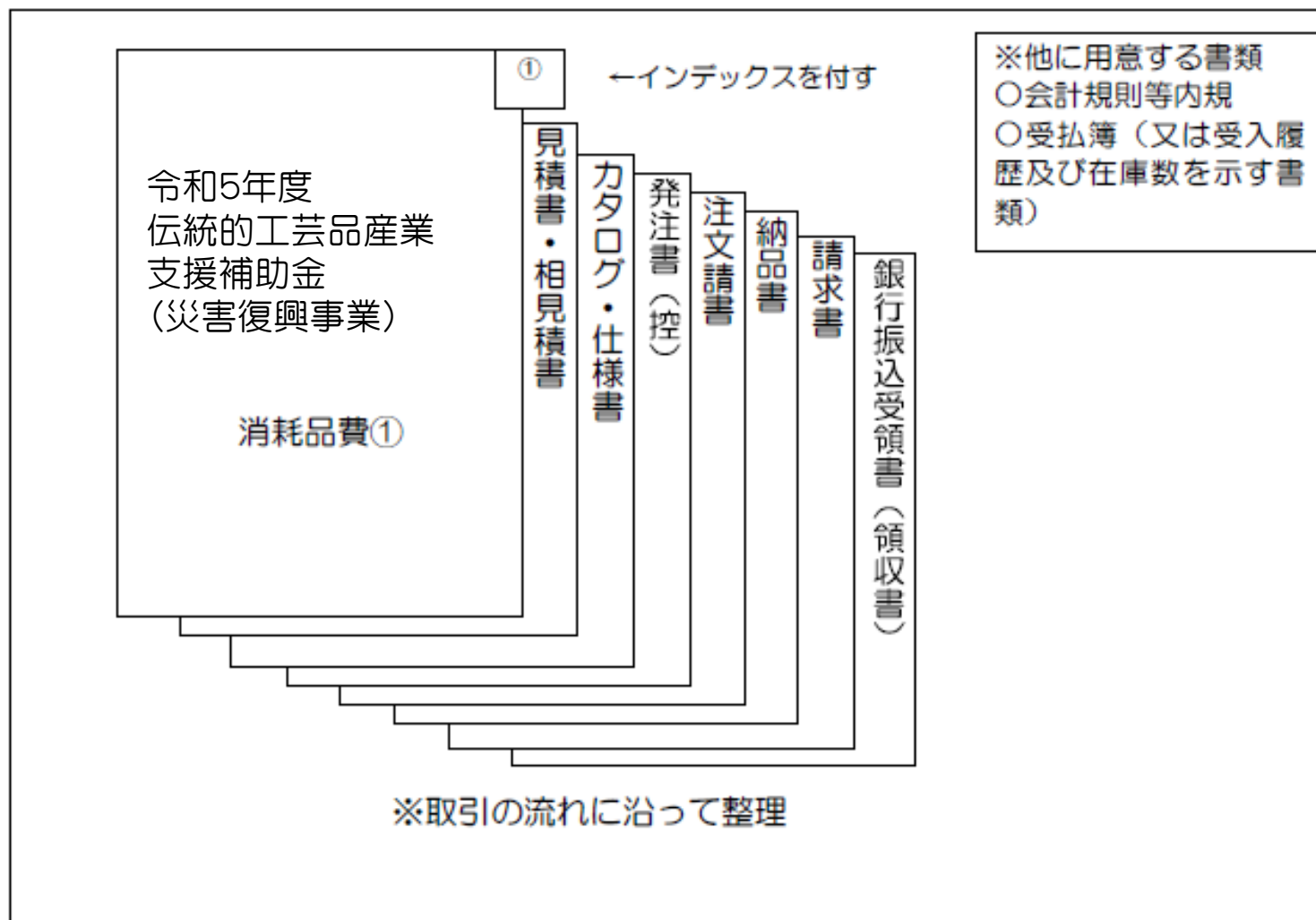
<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>

※ Jグランツの利用に当たっては、GビズIDの取得が必要です。取得には2～3週間かかるため余裕をもって準備することが必要です。

補助対象経費に係る証憑書類の保管の例

◆ 保存期間は事業終了後5年間です。

(参考) 消耗品費に関する書類のファイリング例



補助対象経費に係る証憑書類に係る留意事項

※ 見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名は全て補助事業者(申請者)名と一致させてください。

【見積書・相見積書】

- ・経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。
- ・相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
- ・インターネットやメール等により注文を行い、発注書を取っていない場合には、発注書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの、かつ日付が分かるようにお願いします)を用意してください。

【納品書】

- ・納品書が届いたら、内容に誤りがないか確認し、検収者、検収日を記載してください。

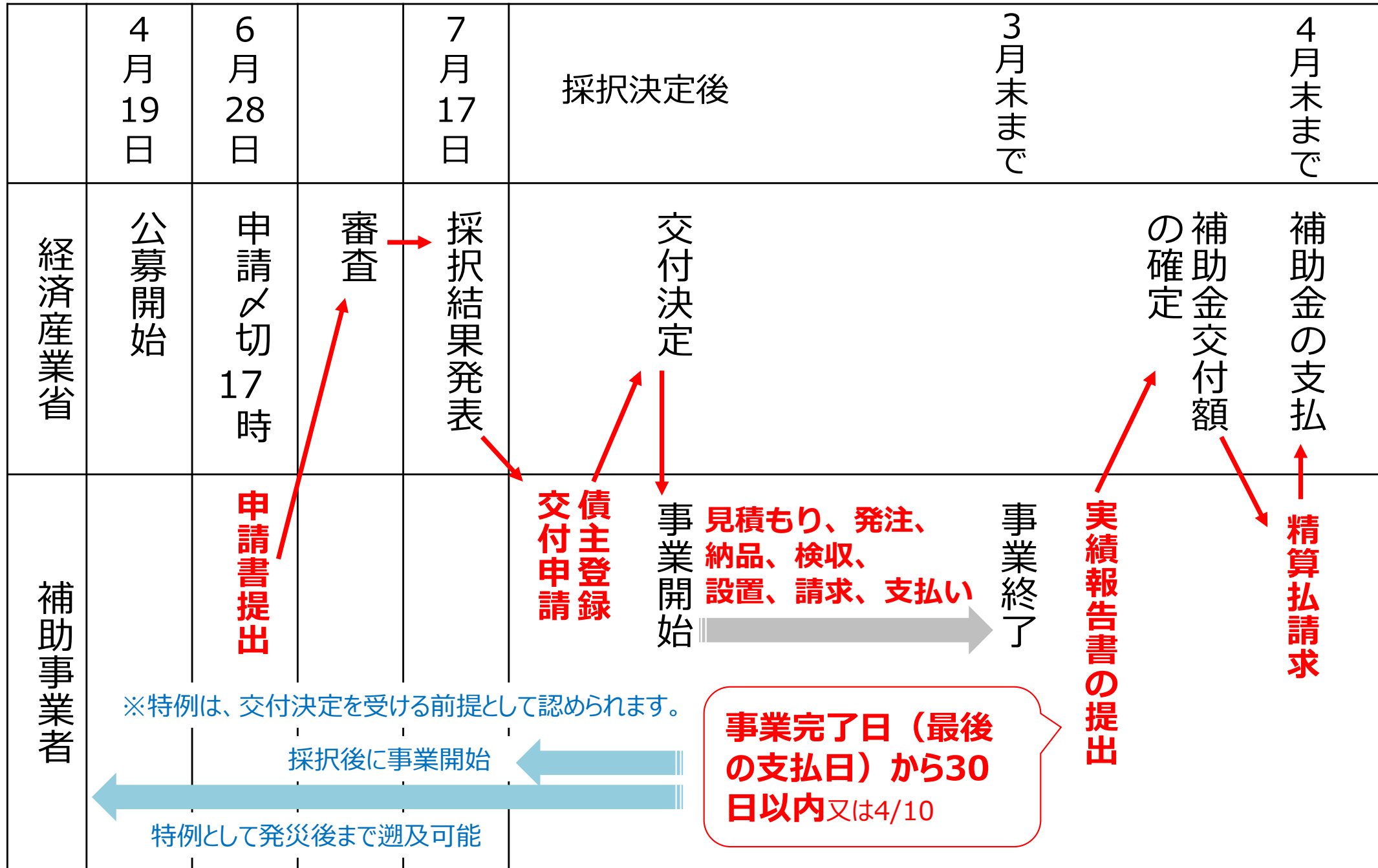
【支払い】

- ・取引先への支払は補助事業者(申請者)の名義で行ってください。
- ・銀行振込受領書等により支払の事実(支払の相手方、支払日、支払額、内容等)を明確にしてください。

【消耗品・原材料の受払簿】

- ・当該事業に必要な消耗品については、その用途を明らかにするため、購入時・納品時において、当該事業用に厳格に区分して管理することが重要です。
- ・消耗品、原材料については、購入時に、材料の種別又は使用別に、受入年月日・受入数量等を記載した受払簿を作成の上、使用の都度、使用年月日・使用数量、在庫数量等、必要事項を記載し管理してください。

スケジュール



よくある質問①

(問) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) 令和6年1月の能登半島地震により被災された4県(石川県、新潟県、富山県、福井県)内事業所であれば、地域や市町村の限定はなく、県下全域が対象となります。

(問) 個人事業主は補助対象事業者となるのか。

(答) 会社(法人)だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

(問) 導入する生産設備の設置、原材料、道具の購入等はいつまでに行えば良いか。

(答) 補助金交付決定後、令和7年3月31日までに、発注、納品、検収、設置、請求、支払いが必要です。

(問) 被災状況の確認には、必ず「罹災(被災)証明書」又は写真等が必要になるのか。

(答) 生産設備・原材料の被災状況が把握できる資料の一例として「罹災(被災)証明書」や「写真」を必要書類として例示しています。取得が難しい場合は、その理由とともに、申請内容が虚偽でないことを宣誓する宣誓書を提出ください。

よくある質問②

(問)他の補助金との併用は可能か。

(答)同一の補助対象経費については、国等の他の補助金との併用はできません。なお、事業者の自己負担分を補填する目的で自治体が独自に交付する補助金を併用することは妨げません。

(問)実績報告書はいつ提出するのか。

(答)実績報告書の提出は全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか、早い日までに様式第8による報告書を所轄経済産業局長に提出してください。

令和6年度「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）」に係る情報サイト

中部 伝統工芸 災害

検索

<https://www.chubu.meti.go.jp/c31seizo/densan/20240419/20240419.html>



★最新情報が更新されますので申請前に必ずご確認ください！

特に、「公募要領」は必ず一読いただき、不明点があれば、「Q&A集」もご確認ください。

「伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)」に関する 相談、申請サポートサービスのご案内

(一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会事業)

相談、申請サポートは無料！

- 補助金の概要がわからない。どうやって申請していいのかわからないなどの相談から、応募申請・交付申請等にかかる具体的なサポートをします。
- 事業所等に伺っての対応はもちろんのこと、電話、メール、オンラインでの対応も可能です。

お問合せ先

(相談・申請サポートを行う担当者にご連絡ください。なお、ご自身の県担当に繋がらない場合は他県の担当対応いたしますので、ご連絡ください。)

石川県の場合・・・

●山崎 080 -3488 -5533 ●才上 090 -4827 -2702

富山県の場合・・・

●高橋 070 -3885 -1126 ●磯山 080 -5696 -8347

新潟県の場合・・・

●京盛 090 -6718 -1250

福井県の場合・・・

●大嶋 090 -3234 -6092

サポートサービス窓口メールアドレス

support@kougei.or.jp

事業実施主体:一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会(担当:丸山)
(電話)03-5785-1001 (内線)4番

お問合せ先・申請窓口

組織名	所轄地域	担当窓口	所在地・TEL・メール
関東経済産業局	新潟	産業部 経営支援課 地域ブランド展開支援室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0332（直） メール： bzl-kanto-densan@meti.go.jp
中部経済産業局	石川 富山	産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-2724（直） メール： bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp
近畿経済産業局	福井	産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL：06-6966-6022（直） メール： bzl-kin-densan@meti.go.jp

令和6年能登半島地震に係る「経済産業省関連の支援策・特別措置等」はこちらからご覧になれます。

経済産業省のホームページ（トップページ）
<https://www.meti.go.jp/>

